

2018年9月

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（毎月決算型）」  
「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）」  
繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定の「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（毎月決算型）」および「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（資産成長型）」（以下「各ファンド」）につきましては、繰上償還を検討する目安の「受益権の口数が30億口を下回った」状態が継続しており、受益権口数の顕著な増加も見込み難い状況です。

そこで、各ファンドともに、信託約款で定める「信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」と判断し、下記の通り、2018年11月13日（火）をもって信託を終了（繰上償還）させていただきます。

つきましては、繰上償還につきご異議を申し出られた受益者が保有する受益権の合計口数が、2018年9月10日（月）現在の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り繰上償還させていただきますので、「本お知らせ」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、この繰上償還に関してご異議のない場合、特別なお手続きは必要ございません。

敬具

## 記

### 1. 繰上償還の手続きおよび日程

① 公告日（電子公告※）	: 2018年9月7日（金）
② 異議申立期間	: 2018年9月10日（月）から2018年10月10日（水）まで
③ 繰上償還可否決定日	: 2018年10月11日（木）
④ 異議申立受益者の買取請求期間	: 2018年10月16日（火）から2018年11月5日（月）まで
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	: 2018年11月13日（火）

※電子公告は、フィデリティ投信株式会社のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）に掲載いたします。

- ・ 2018年9月10日（月）現在の受益者は、異議申立期間中に、フィデリティ投信株式会社に対して、この繰上償還に関するご異議を述べることができます。詳しくは、下記「2. 異議申立ての方法について」をご覧ください。
- ・ 異議申立受益者の受益権の合計口数が、2018年9月10日（月）現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り2018年11月13日（火）をもって繰上償還いたします。
- ・ 異議申立受益者の受益権の合計口数が、2018年9月10日（月）現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還を行いません。
- ・ フィデリティ投信株式会社のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）において、10月11日（木）正午頃（予定）より、償還可否の結果をご案内いたします。
- ・ 繰上償還が決定した場合の各ファンドの最終購入・換金受付日は2018年11月9日（金）ですが、販売会社によってはお取り扱いが異なる場合があります。償還決定後のご注文につきましては、お取引先の販売会社にご確認ください。
- ・ この繰上償還に関してご異議のない場合、特別なお手続きは必要ございません。

### 2. 異議申立ての方法について

＜異議申立期間：2018年9月10日（月）から2018年10月10日（水）まで＞

各ファンドの繰上償還に対しご異議のある受益者の方は、官製はがきまたは封書等の書面に必要事項（下記「(2) ご記入頂く内容」）をご記入頂き、2018年10月10日（水）必着にて下記「(1) 宛先」までご郵送ください。

#### (1) 宛 先

〒106-0032

東京都港区六本木七丁目7番7号 トライセブン六本木ビル

フィデリティ投信株式会社 CSSS 部

「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド」繰上償還に関する異議申立て受付窓口 宛

(2) ご記入頂く内容

①郵便番号・住所

②氏名

③電話番号（日中連絡先）

④ファンド名（「フィデリティ・米国投資適格債・ファンド〇〇〇〇型」）

↑「毎月決算型」「資産成長型」のいずれかを明記ください。

両方を保有の場合、異議申立はそれぞれ別に行ってください。

⑤受益権の保有口数

⑥取扱販売会社、取引店名、口座番号

⑦繰上償還に対して反対する旨

<異議申立てに当たっての留意事項>

- ・ 異議申立期間終了後の弊社到着分につきましては、異議申立てを無効とさせていただきます。
- ・ 同一取扱販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取引店名、口座番号をご記入ください。
- ・ 異議申立てされた書面の記載内容に不備等がある場合には、異議申立てを無効とさせていただきますことがあります。（当ファンドには「毎月決算型」と「資産成長型」があり、それぞれ別の手続きで繰上償還の可否を決定しますので、いずれか不明の異議申立ては無効とさせていただく場合があります。）
- ・ 異議申立てされた受益者につきましては、取扱販売会社とフィデリティ投信株式会社および受託会社（再信託を含みます。）との間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意頂けたものといたします。
- ・ フィデリティ投信株式会社は、個人情報についての関係法令および弊社業務に該当する各省庁ガイドライン等を誠実に遵守し、お客様からお預かりした個人情報は、本件手続きに関する事務等を適切に行なうための目的に利用いたします。ただし、当該個人情報をもとに取扱販売会社より、情報提供等のご案内をさせていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。

3. 異議申立受益者の買取請求の手続きについて

<買取請求期間：2018年10月16日（火）から2018年11月5日（月）まで>

繰上償還が決定した場合、異議申立受益者は、上記期間内に、自己に帰属する受益権について、当該受益権が有すべき公正な価額で、以下の手続きに基づき、受託会社に対し、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。買取請求の手続きにつきましては、異議申立受益者に対し、別途ご案内申し上げます。

なお、異議申立てをされた受益者は、必ず買取請求を行わなくてはならないものではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、異議申立てをされたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、ご換金のお申込みを受け付けいたします。

買取請求手続きのイメージ（詳細は異議申立をされた方にお送りする書類でご確認ください。）

- ①フィデリティ投信株式会社より異議申立てされた受益者に対し、買取請求に関する書類一式

を送付します。

- ②「買取請求書」に必要事項をご記入の上、取扱販売会社へ提出ください。
- ③「マイナンバーに関する書類」を、直接、受託会社に送付ください。
- ④取扱販売会社から委託会社を経由して、受託会社に「買取請求書」が送付されます。
- ⑤受託会社で「買取請求書」および「マイナンバーに関する書類」を受理した後に当該投資信託財産による買取が実行されます。
- ⑥受託会社からご指定の銀行口座へ買取代金のお振込みが行われます。

#### <買取請求に当たっての留意事項>

- ・ 買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここで公正な価額とは、一般に受託会社が必要書類を受理した日の翌日の基準価額となります。必要書類を販売会社に提出した日とは異なります。
- ・ 上記のような手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の換金請求よりも日数を要する場合があります。
- ・ 当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）は買取を請求された受益者のご負担となり、買取代金から差し引かせて頂きますのであらかじめご了承ください。
- ・ 異議申立てによる買取請求を行なった受益権については、通常のご換金のお申込みを行なうことはできなくなります。
- ・ 受託会社に対する手続きのため、販売会社の特定口座を利用することはできません。
- ・ 買取請求を行なう場合、マイナンバー（個人番号）を確認させて頂くために、個人番号カードもしくは通知カードのコピーまたは個人番号の記載のある住民票の写し、および本人確認書類をご自身の負担で受託会社へ直接送付頂くこととなります。（法人の場合は、法人番号通知書もしくは法人番号入り印刷書類のコピー等をお送りいただく必要があります。）
- ・ 買取請求を行なった受益者につきましては、取扱販売会社とフィデリティ投信株式会社および受託会社（再信託を含みます。）との間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意頂けたものといたします。
- ・ フィデリティ投信株式会社は、個人情報についての関係法令および弊社業務に該当する各省庁ガイドライン等を誠実に遵守し、お客様からお預かりした個人情報は、本件手続きに関する事務等を適切に行なうための目的に利用いたします。ただし、当該個人情報をもとに取扱販売会社より、情報提供等のご案内をさせて頂くことがございますので、あらかじめご了承ください。

（注）上記の買取請求は、異議申立てをされた受益者が、法令・信託約款の規定に基づいて受託会社に対して行なうものであり、取扱販売会社に対する通常の換金手続きではありません。

#### <本件に関するお問い合わせ先>

フィデリティ投信株式会社

「信託の終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」

フリーダイヤル：0120-856-056（営業日の午前9時～午後5時）

受付期間：2018年9月7日（金）から2018年11月13日（火）まで

以上